

第3回広島県子ども・若者育成支援に関する懇話会 会議録

1 開催日時及び場所

平成24年3月21日（水）9時30分～
広島県庁北館2階 第1会議室

2 出席者

別紙のとおり

3 内容

(1) 県民生活部長あいさつ

(2) 出席者紹介

(3) 第2回懇話会における意見への対応について

(4) 「広島県子ども・若者計画（仮称）」（案）について

～ 事務局説明

資料1 第2回懇話会における主な意見と対応案

資料2 「広島県子ども・若者計画（仮称）」（案）の概要（主な変更箇所のみ説明）

資料3 「広島県子ども・若者計画（仮称）」（案）（主な変更箇所のみ説明）

資料4 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への重点的な支援について（案）

資料5 パブリックコメントの概要

～ 質疑・意見応答

【委員】

- この計画の実施段階に入るに当たっては、地域協議会がメインになると思う。今の（内閣府の地域協議会設置モデル事業の）説明だと、県でモデルを作って、それを市町に下ろすという説明だったと思うが、この実施方法について、もう少し具体的に説明していただきたい。

（県民活動課長）

- 地域協議会については、設置する方向とはなっているが、具体的な内容やどういったメンバーで取組むかは、実施段階において内閣府のモデル事業のスキーム等の整合性も見ながら検討させていただきたい。

【委員】

- 市町にいきなり下ろしても混乱するだけだと思うが、県のほうでモデルをつくって、とりあえず運営をしながら市町へ下ろしていくという方法が良いと思うがどうか。

（県民活動課長）

- このモデル事業は、県の地域協議会を設置するものとして進めていく。基本的には地域の実情が一番よく分かっているのは市町である。ただ、市町については、それぞれの状況があって、「例えば専門家の方がいない」ということもある。まずは、県から取組んでいき、それから市町にも設置の促進について働きかけをしていくことになると考えている。

（県民生活部長）

- 今の説明であるが、県だけが単独で地域協議会設置についてのモデル事業をやるという

趣旨ではない。県で一つの大きい会議をつくってもしょうがない。

資料4の別紙1の裏側に参考資料「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針(抜粋)」とある。これは平成22年の2月に内閣府が決定をしたものである。基本は、県であろうが市町であろうが法律上は設置の努力義務があるということになっている。設置に当たって、代表者による会議とか担当者による会議というものをどのエリアにするかということについては、いろんなバリエーションが考えられる。実際に拠点になるような施設が持っている既存のネットワークや、もしくはネットワークのない地域の状況も配慮しながらやっていく必要があると思っている。2年間のモデル事業であるので、2年後に県として地域協議会を設置できることを目指している。それについては市町と一緒に検討していきたい。いきなり県だけでつくって市町に任せるということは想定していない。

【委員】

- ひきこもり地域支援センターの設置と書いてあるが、これは具体的にオープンか決まっているのか。

(健康対策課)

- 2月議会において、ひきこもり地域支援センター設置についての予算を認めていただいた。具体的な内容について最終決定はしていないが、現在調整をしている。広島市のひきこもり地域支援センターとの関係もあり、また県に設置する場合は、県全体を見据えてやる必要があるのでは、どのような形にするかについては、今、申し上げることができない。いずれにしても予算をいただいているので、夏前を目処に開始できればと考えており、これから関係者の皆さんと御相談をさせていただいて進めていきたいと考えている。

【委員】

- 資料のP46に子ども・若者育成支援に係る地域ネットワークの形成というのがある。関係機関にはいろいろあるが、例えば児童相談所の状況はどうか。広島市の児童相談所の場合、予約するのに数ヶ月先でないとダメだと言われる場合がある。こういうネットワークでやっていると、各関係機関が十分機能しないといけないと思う。予算の事などいろんな事が絡んでくると思うが、その辺りはどうか。

(こども家庭課)

- 県の場合、児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の3つを統合した総合相談窓口という形になっており、例えばDVで相談に来られる場合は、その子どもさんも一体的に支援する形で対応している。精神疾患のある場合は、パレアモアとの連携という形で対応させていただいている状況である。

【委員】

- 広島市の実態を申し上げますと、手一杯のような状況だ。療育センターで診てもらうのに、2、3ヶ月先でないとダメであったり、児童相談所で一時預かりをしてもらうことがあるが、これも一杯でダメであったり、なかなかそういうところが十分機能していない。

【委員】

- 所管外なのでこの場での発言は差し控えさせていただくが、そういう課題があるというのは聞いている。所管課も対応を何とかしようかと検討していると聞いている。

(県民生活部長)

- 地域協議会の設置には、内閣府のモデル事業で2年間取組むようになっているので、広島市の具体的な状況などを含め、全体として考えたいと思っている。

【委員】

- 資料41ページの障害者に対する就労支援について、「障害者ジョブサポーター等を養成・派遣し」とあるが、広島県では何年か前から企業の方を対象にしたサポーター研修と

ジョブサポーターリーダー養成研修をやっていたと思うが、その辺の取組みというのはこの文書を見る限りでは書いていない。県のホームページでも、認定している企業名を載せるなどしているが、障害者雇用に対して何とかしないとけないと思っている現場の担当者の方が中心に参加する研修だと思う。あいサポーター研修をこれに変えるのかもしれないが、性質は恐らく違うものだと思う。行政が現場の方に重点的な研修の機会を提供することで大変意義のある内容だったように思うが、今後どのようなことを検討されているのか伺いたい。

(県民生活部長)

- 企業内のジョブサポーター制度がこの文章からは見えてこないということであるが、その辺りについて、もう少し分かりやすく記載することが可能か、今後の制度のあり方も含めて状況はどうか。

(雇用労働政策課)

- 派遣をしていく形でのジョブサポーターの研修は終わりになる。ただし、障害者を雇用し定着に向けて支援をしていく方の「企業内ジョブサポーター」については、リーダーを養成することによって各企業でそういう環境をつくっていただきたいということから、来年もリーダー研修を実施する。これは、あいサポート研修会とは別のものとして、企業の啓発をしていくこととしている。

(県民生活部長)

- 要望もあったので、障害者に対する企業内での「ジョブサポーター」については、計画に記載できるよう調整をさせていただきたい。

(障害者支援課)

- 「あいサポート運動」というものをしており、これは障害のある人もない人も共に生きる共生社会をつくる、ということで県民の方に障害特性を理解していただいて、ちょっとした支援（普段着の支援）を行ってほしいというもの。労働に特化したとか専門的な趣旨のものではない。来年度以降も「あいサポーター」の研修をしっかりと実施させていただいてサポーターを増やしてほしいと考えている。

【委員】

- 新しい公共の場づくりモデル事業について、NPO団体等といってもいろいろあると思うが、既存のNPOと連携を図っていくということか、あるいは居場所づくりや就労支援に新たに取組む団体へも呼びかけをする予定があるのかどうか。

具体的に言うと、私達PTAの仲間でも、不登校やひきこもりの子供さん達のための居場所づくりをしていきたいという話がある。例えば、そういうところにも支援、指導をいただけるのかお聞きしたい。

(県民活動課長)

- 新しい公共の場づくりモデル事業は、NPO等と行政とがタイアップして、居場所づくりなど社会的課題の解決へ向けて、幅広く取組んでいこうという事業である。NPO等だけではなく、地域のいろんな団体と一緒に取組んでいくということを考えている。幅広くみなさんと取組みを進めていきたいと考えている。

(県民生活部長)

- 委員が言われるのは、子ども会などをベースにして不登校、ひきこもりの方の居場所づくりであるとか、新たな教育の場をつくるとか、そういうイメージだろうと思う。それは、モデル事業の資料に書いてあるように、NPOやボランティア団体とか、いろんな非営利組織、学校法人などいろんな団体が対象なので、子ども会が入ってももちろん良い。行政と連携をしていただくこととなるので、連携して新しい取組みをされたいのであれば、ご

提案をいただければと思う。実際に地域で活動しているNPOなどもたくさんあるので、そういうところのノウハウを使えば一緒に連携していただいて新しい取組ができると思う。

【委員】

- 51ページの「青少年育成広島県民会議と連携した県民運動の推進」について、これは大変いいことだとは思いますが、それを前提に心配していることをお話したい。51ページに「青少年育成広島県民会議や関係団体等と連携し、…子ども・若者の支援の観点を取り入れた県民運動等に取り組みます。」とある。広島市で言えば広島市青少年健全育成連絡協議会を所管しており、いわゆる青少協の会員の皆様というのは、困難を有する子ども達も自分達の事業の対象であるという認識がまだ持ててないところがあると思う。今まで行ってきた事業の延長上ではあるが、新しい観点での取組をお願いしたいということが市町の青少協の末端の人達にも届くように県民会議を通じて取組んでいただけたらと思う。

(県民生活部長)

- 現に県民会議では、県立広島大学と連携して「青少年育成カレッジ」というものをしており、その中で、こういった居場所づくりや困難を有する子ども達について、青少年育成リーダー研修ということで実施している。今までも実施している取組みを明記したものである。市町民会議の方も、リーダー研修に参加しておられると思う。

県民会議からまた正式に、こういった方向でという形のお知らせをされると思うが、何か他に事務局のほうで聞いているか。

(県民活動課長)

- 今、言っていたこととほぼ重なるが、県民会議においても、特に新しく大々的に取組むということではなく、少しずつそういった方向に変わっていくということで「青少年育成カレッジ」等をやっているし、今後、困難を有する子ども・若者についてどういった配慮をしながら体験交流活動に取組んでいくかなど、そういった観点を盛り込みながら、体験交流の場も活用していく、という方向で考えている。

【委員】

- そういった研修をされているのを今はじめて知った。県民会議が動けば前に進む話だと思うが、末端の市町の事務局にもそういう動きをしていることが伝われば、それを踏まえて市町事務局から青少協の会長や会員に対して働きかけもできるので、情報提供をしていただければと思う。

【委員】

- 計画案の概要で、「社会生活を円滑に営む上での困難な状況を抱える子ども若者」と「障害がある子ども若者」とが(柱として)分かれているが、そこにはっきり線を引ける訳ではない。障害特性を持っていて診断がついていないと支援が受けられない青少年に実際たくさんお会いする。例えば、計画案の「障害がある子ども・若者の支援」の中で、発達障害特性を考慮した対応ができるハンドブックを作る、というようなことが出ているが、発達障害の診断がついたお子さん達にはハンドブックが役に立つと思うが、特性を持っていないながらそれに気付かれないお子さん、若者達は、これを使った支援を受けられない。診断がないと支援しないというような話が、学校現場でも就労でもよく聞かれるので、その辺りをどこにどう進めていただいたらいいのかと考える。

(障害者支援課)

- 障害を持っているということだけで、不登校、ひきこもり、ニート等と同じように非常に厳しい状況と横並びというのはどうかということで、障害の特性を考慮して分けていただいた。

障害自立支援法に基づく障害福祉サービスについては、手帳を持っているということだけでなく、医師の診断書や専門家の意見等で対象とするという対応をしている。障害者自立支援法に基づく各種の事業等については、できるだけ幅広く考えて市町にも支給決定を行ってもらえるような取組をお願いしている状況である。

(県民生活部長)

- 要するに判定はできないけれども中間的なところにおられる方への対応については、不登校であるとかひきこもり、ニート等という中で支援をしていく、という風にご理解をいただきたい。現にそういう関係の施設にはネットワークがあり、例えば、ニート関係の若者交流館であれば、パレアモアや臨床心理士さんなどに相談したり、連携した体制をとっていると伺っている。そういう中で対応させていただくということになると思う。

【委員】

- 支援をするなら診断がいるという話になると結局、医療の場に来られる。なかなか診断がつかなかったり、逆に大雑把に診断だけつけられて後の支援に繋がらない、ということもあり、その辺も行政の力を借りてやらなければいけないと思う。

(県民生活部長)

- その辺りは、それぞれの相談窓口がしっかり受け止めて、診断能力がある機関に御案内させていただいて、いわゆる切れ目のない支援が行われるような体制にもっていこうというのが今回の趣旨なので、それができるような体制整備を行っていきたいと思っている。

【委員】

- 今の話については非常に共感する。谷間の方が一番困っていると思う。診断を受けて薬を受け入れる子もいるが、病院に行かない人、若者交流館に行く元気がない人、人が怖いという状態の人は、調査をしたわけではないが、かなりの数だと思う。その辺りのところも、今後、谷間の方を助けるというような支援の場が必要だと強く思っている。当団体もボランティアという形で受け入れてはいるが、あまり数が増えてくると運営が難しくなるので、その辺については、また考えていただきたい。

(県民生活部長)

- 他にご意見はあるか。

【委員】

- これは情報提供であるが、先程から話が出ていた居場所づくりについて、数年前に文科省の委託事業ということで、全国子ども会連合会から募集があり、廿日市市内の小中学校区の子ども会が指定をとり、年間100万円くらいの事業資金をいただいた。2年間の事業で内容は限定されていない。子ども会新聞とかクラブとか自由な発想で放課後の子ども達の活動をしなさいという国の委託事業であった。

それから、昨年秋に尾道市の子ども会が内閣府のチャイルドユースサポート章に申請をして受賞した経験がある。これは、今、言われている事業とどういう関係があるのか教えていただきたい。24日に他の文科省の大臣表彰受賞者の方と一緒に合同で祝いの会をしようと思うが、中身を説明するのにどうしたらいいか迷っている。中身についてお聞かせ願いたい。

(県民活動課)

- チャイルドユースサポート章は、内閣府の表彰制度の一環である。子ども・若者支援に関して功績がある方に対して、総理大臣表彰、担当大臣表彰、その下にチャイルドユースサポート章というのがあり、子ども・若者育成支援と直結した制度である。

【委員】

- 若者交流館で現場にいる者として、日々悩んでいるのが、座長が言われたようにそこそ

こできちんと把握して対応する、それができればいいができない状態が実態である。いわゆる境目の方たちについては、本人よりも親御さんが必死でいろんなところに行かれる。医者へ行ってもはっきりしない、あそこへ行ったがはっきりしない、と言われて若者交流館へ来られる。若者交流館は、お分かりのように就職を目指す就労支援の場所であって、病気をお持ちの方や障害者は基本的には対象外になるのだが、断れない実態がある。「医者で何とも言われてないのでこの子は大丈夫なんだ」と言われても、ハローワークへ行って一般就職はまず難しいだろうという方がたくさんいらっしゃる。結局、どこへ行っても決まらないから来られる方が最近特に増えている。いろんな相談機関を作っていただくのは結構だが、本当にそこで受け止められているのか、今一番大きな問題ではないかと感じている。

(県民生活部長)

- 今回、地域協議会を内閣府のモデル事業として検討していくが、その中で、切れ目のない支援として、相談から入って本人のカウンセリング、集団適応、就労支援とステップを踏んで支援が流れていく時の相談支援機関の連携のあり方など、県内における支援の状況を総ざらいする機会にしたい。今、悩んでおられる部分の解決策をもう少し具体的にどこまでイメージできるか取り組みたいと考えている。

【委員】

- 先程からの意見の関連であるが、障害の専門でない窓口や行政その他の相談機関において、発達障害の特性を有した診断のついていない方が相談に来た場合、その最初の窓口対応のあり方によっては、トラブルになってしまうケースがある。そこから、また本人が専門の機関に行くことが逆に難しくなってしまうケースがある。そのような中で、診断を受けている方よりもそうでない方がひょっとしたら多いかもしれない訳なので、一般の窓口や相談機関においても、そういった特徴のある方の存在（の理解）や特徴を踏まえた相談の仕方をするだけでも随分違ってくると思う。そういう意味で、行政のいろんな窓口での対応においても、そういった人と接する方たちに対し、発達障害のことを知った上で次に繋げるなど適切な対応ができるような取組みというのは必要だろうと思っている。この案の中にそういった記述があるかどうかは、細かく見ていないので分からないが、私もいろんな市町を回ってお話する中で、行政の窓口で実際に困っているケースが相当あるようなので、こういった計画を進めていただけるということであれば、より広く特徴のある方の存在も含めた対応についても検討いただけたらと思う。

(県民生活部長)

- 今、委員のご指摘のことについて、今回の内閣府のモデル事業の中に、ユースアドバイザーの講習というものがある。これは相談窓口をやっておられる方やいろんな支援をやっておられる方に対して、内閣府がモデルとして示すカリキュラムとして16項目の研修をするようになっている。この事業を活用できるので、相談窓口の方にグレードアップしていただくための準備は進めている。

【委員】

- いろんな支援の窓口があっといういろいろ（対策が）考えられているが、どういう方を対象としてイメージするかによって支援の中身が全然違って、（支援から）漏れている方々がたくさんいらっしゃると思う。その時に、一番心強い支援者というのは親御さんではないかと思う。そういった親御さんを支援するという視点が、このネットワークの中ではどうなっているのかなと思う。一番サポートして力になる親御さんに対する支援という視点が入れば、もう少しネットワークが機能していくのかなと思う。

(県民生活部長)

- 親御さんの支援も、年代によって必要があるときと必要がない場合とあって、親から自立しないとイケないような年代の方の場合、親が付いていくと余計自立できないこともあるかもしれないが、基本的に支援というのは親も含めた支援になっていると御理解いただけたらと思う。

【委員】

- 資料3の12ページの「豊かな心の育成」のようなところは、中々評価指標が出しにくいところである。ここには「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」という難しい指標を挙げておられるが、後は暴力行為や不登校、中途退学者を減らす指標を挙げておられる。これだけでいいのかなと気になっている。例えば10ページの「豊かな心の育成」の「具体的施策」には、美術館や文化施設、あるいは鑑賞授業や公開講座などを通じて優れた作品に接する機会を提供するという点に関しても、参加者を増やす等の指標があってもいいかなと思う。

指標をたくさん挙げる必要はないのか、又はできるだけ少ないほうがいいのか。或いは、今後施策を点検評価していく場合に、この成果目標や指標を根拠に点検評価していくのか、その辺りの考えを伺いたい。

(県民活動課長)

- 現在のところ、各関係者から出してもらった成果指標に基づいて作成しているので、どういった適当な指標があるのかについては、今後の課題とさせていただければと思う。

(県民生活部長)

- この計画自体は24～26年度までの3年間となっているが、中には、目標が25年度のものもある。これは「計画の性格」のところにあるように、「みんなで育てるこども夢プラン」や「広島県教育委員会主要施策実施方針」等を踏まえた計画になっているため、そういうところに掲げている主要な目標を記載していることによる。26年度までの数字ではなくて25年度のものになっている目標もありばらつきがあるが、この部分については、計画をローリングしていく中で見直しをしっかりとしていきたいと考えている。

【委員】

- 途中で見直しをする際に、やってみただけあまり成果が上がらなかったという取組についてチェックするにあたって、どういうものを根拠にチェックしていくのか難しいのではないかと。難しい目標をたくさん挙げておられるので、それが有効であったかどうか大変評価しにくいところがある。評価するときに、どういうふうに工夫していただけるかということも申し上げた。

暴力行為の発生件数が別のところの指標にもなっているので、ダブリがあるようにも思うし、この指標そのものが県民の方に公表されることになれば、分かりやすい指標と分かりにくい指標があると思う。

【委員】

- 先程から各団体やその他の立場でお話しを伺って勉強になっている。常に住民の立場に立った相談支援活動をしていかななくてはならない。特に皆さん方との連携の強化については、やっていかななくてはいけないとつくづく感じている。今、我々のところには厚生労働省から生活困窮者についても（対応の）依頼がきている。これについても併せて行政との情報交換をしていきたいと思っている。

(県民生活部長)

- 今、各委員さんから全員ご発言をいただいたところであるが、最後にまとめて何か発言はあるか。

【委員】

- 資料4の別紙2「新しい公共の場づくりモデル事業」に関して、前回の懇話会において委員からの「取り組みたいNPOはあるが、経費面が問題。活動費の援助を要望」という発言があり、今すぐ財政的な支援をする状況でないと事務局から回答があったが、先程のモデル事業に提案をして取上げられていけば財政的にも補助をいただける道があるという理解でよろしいか。

(県民生活部長)

- このモデル事業は個々のNPOに対して経常的に支援をするという制度ではない。モデル事業ということで提案いただければ対象になるということである。委員のご意見もあつたので、実は県内でそういう活動支援する20団体くらいのNPOにご案内をして、「この事業を活用しませんか」と案内をしている。ただ、あまり提案はいただいてない状況であり、もう少し掘り起こしをしないといけないと思っている。こちらとしては、今回子ども・若者計画に則した形でこういったモデル事業を積極的に活用していきたいと考えており、提案を出していただけるように働きかけをしている。

【委員】

- 大体の申請の目処はいつごろか。

(県民生活部長)

- いったん締め切ったと聞いているが、申請が少ないようなのでそこは延長できないか考えている。(市町だけでなく)県自身もモデル事業として実施できるので、県として組み立てをする方法も含めて考えたいと思う。市町がNPO等と一緒にやって出すか出さないかに関わってくるので、市町が前向きにならないと難しいと思う。市町へこちらから呼びかけて一緒に入ってもらうよう検討している。
- 他に意見はないか。今いただいた意見を極力反映をさせていただき、3月26日の県の経営戦略会議に出していきたいと考えている。

パブリックコメント等を机上にお配りしているが、それについては、対応方針も含め委員に送付させていただきたい。

資料4でも説明したが、この計画に基づいてやっていく内閣府のモデル事業、県の新しい公共の場づくりのモデル事業など、関係機関の切れ目のない支援等新しい要素について取組んでいきたいと考えているので、御協力・御支援をお願いする。本日は、これをもって第3回懇話会を終了する。ご意見を踏まえて最終的に計画をより実効性のあるものになるようにして参りたい。推進に際しても皆様方の力をお借りしたいと思っている。